

補助要件に関する確認書兼誓約書

(屋根上太陽光発電等導入加速化事業)

私は、喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金の内、屋根上太陽光発電等導入加速化事業の交付申請をするにあたり、下記の要件を満たすことを誓約し、交付決定後に要件に該当しないことが発覚した場合は、交付決定の取消し及び補助金の返還請求に従います。

(※下記の内容を確認し、該当する場合はチェック (☑) をしてください。)

記

- 各種法令等を遵守した設備の整備であること。
- 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、未使用のものであること。
- 処分制限期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 整備する太陽光発電設備についてF I T及びF I Pの認定を取得しないこと。
- 整備する太陽光発電設備について電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- (P P A又はリース契約によって補助事業を行う場合) 喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金交付要綱別表1に掲げる全ての要件を満たす契約であること。
- 補助対象設備について、国及び市から補助金、交付金その他これらに類する助成金の交付を受けていないこと。また、国の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施される県の補助金、交付金その他これらに類する助成金の交付を受けていないこと。
- 需要家の敷地内に本事業により導入する太陽光発電設備が発電した電力の内、年間に渡る自家消費率が、家庭用の場合30%以上、業務用の場合50%以上となること。又は、需要家の敷地外に本事業により導入する太陽光発電設備が発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費されるものであること。
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専らF I Tの認定を受けた者に対するものを除く)。
- 整備する設備は、処分制限期間を経過するまでの間、継続的に使用されることが確実に見込まれること。
- (蓄電池を整備する場合)蓄電池は太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するもので、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- (蓄電池を整備する場合)整備する蓄電池設備は、喜多方市カーボンニュートラル実現重点対策加速化事業補助金交付要綱別紙1の1蓄電池(家庭用)⑥から⑫に掲げる全ての要件を満たすこと。

(記入日) 年 月 日

(申請者) 住 所

(名称)

氏名又は
代表者名

印

※署名又は
記名押印すること。